

第6章 資料編

○ 函館市子ども・子育て会議委員名簿

(令和元年11月20日現在)

区分	氏名	所属団体等
保護者	小野田 府	函館市PTA連合会
事業主を代表する者	西村 由紀	函館商工会議所
労働者を代表する者	相澤 弘司	連合北海道函館地区連合会
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	石田 由恵	函館保育協会
	数又 紀和子	函館市民生児童委員連合会
	岸田 千佳子	函館市私立幼稚園協会
	木村 一雄	函館市社会福祉協議会
	木村 雅彦	函館市中学校長会
	高田 恵美子	函館市学童保育連絡協議会
	玉利 達人 ○	道南地区私立幼稚園連合会
	中村 郁子	函館市ファミリー・サポート・センター
	畑 美枝子	函館市町会連合会
	三浦 務	函館市小学校長会
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	箭原 信継	北海道渡島総合振興局保健環境部児童相談室 (函館児童相談所)
	池田 延己 ◎	函館大妻高等学校
	石坂 仁	函館市医師会
	榊 ひとみ	函館短期大学
公募による者	本田 泰代	函館大学
	高橋 麻実	
	三塚 まゆみ	

(注) ◎印は会長, ○印は副会長を示す。

○ 計画策定の経過

年 月 日	事 項
【平成30年度(2018年度)】	
平成30年 8月29日	○ 第1回函館市子ども・子育て会議開催 (次期函館市子ども・子育て支援事業計画の策定について ほか)
11月上旬 ～11月30日	○ 「函館市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施
11月14日	○ 第2回函館市子ども・子育て会議開催 (函館市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の状況について ほか)
平成31年 3月27日	○ 第3回函館市子ども・子育て会議開催 (第2期函館市子ども・子育て支援事業計画について ほか)
【平成31年度/令和元年度 (2019年度)】	
平成31年 4月12日	○ 函館市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の公表
令和元年 6月19日	○ 第1回函館市子ども・子育て会議開催 (教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(案)について ほか)
7月17日	○ 第2回函館市子ども・子育て会議開催 (第2期函館市子ども・子育て支援事業計画素案(たたき台)の協議について ほか)
8月28日	○ 第3回函館市子ども・子育て会議開催 (第2期函館市子ども・子育て支援事業計画素案(たたき台)の協議について ほか)
10月 2日	○ 第4回函館市子ども・子育て会議開催 (第2期函館市子ども・子育て支援事業計画素案(たたき台)の協議について ほか)
11月20日	○ 第5回函館市子ども・子育て会議開催 (第2期函館市子ども・子育て支援事業計画素案(たたき台)の協議について ほか)
12月16日	○ 政策会議に計画(素案)の報告, 協議
令和2年 1月14日	○ 計画(素案)に対するパブリックコメント(意見公募)手続の実施 (市ホームページに掲載, 本庁・支所において(素案)を配布 2月14日まで)
1月21日	○ 市議会民生常任委員会に計画(素案)の報告, 協議
3月19日	○ パブリックコメントの実施結果の公表
3月23日	○ 第2期函館市子ども・子育て支援事業計画の決定

○ 函館市子ども・子育て会議条例

平成25年3月25日条例第6号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、函館市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以上をもって組織する。

(委員および任期等)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議が開く会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

[以下略]

○ 函館市子ども条例

平成28年3月15日条例第23号

子どもは、一人一人がかけがえのない存在であり、未来をつくる希望です。次代の社会を担う子どもが、人と人の触れ合いや支え合いの中で個性豊かにのびのびと生まれ、生き生きと輝くことは、私たちの願いです。

私たちは、このような考え方と日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念に基づき、全ての子どもが生まれながらにして持っている基本的人権を尊重しつつ、力を合わせて全ての子どもの健やかな成長を支え、安心して子どもを育てることができる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市における子どもおよび子育て家庭の支援に関し、基本理念を定め、市の責務ならびに保護者、学校等、地域住民および事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが、夢と希望を持ちながら生き生きと成長し、および発達段階に応じた生きる力を身に付けることができるまちづくりを推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義については、次のとおりとします。

- (1) 子ども 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいいます。
- (3) 学校等 学校、児童福祉施設その他の教育または保育を提供する施設または事業所で、子どもが通学、通所、入所または利用をするものをいいます。
- (4) 事業者 市内で商業、工業その他の事業を営む個人または法人その他の団体をいいます。

(基本理念)

第3条 子どもおよび子育て家庭の支援は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければなりません。

- (1) 全ての子どもが生まれながらにして持っている基本的人権を尊重するとともに、子どもの最善の利益の実現を目指す中で、子どもの視点に立って、いじめ、体罰および虐待（以下「いじめ等」といいます。）がなく、かつ、子どもの生存および発達が保障される社会を実現します。
- (2) 子ども一人一人の個性が尊重される中で、子ども自身が、他者に対する思いやりの心を磨き、社会性を高め、および発達段階に応じて生きる力を身に付けることにより、

健全に成長することができるよう支援します。

- (3) 子育てについての第一義的責任を有している保護者が、自信を持って子どもと向き合い、生きがいを持って子どもを育て、および子どもの成長に伴う喜びを実感することができるよう支援します。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、子どもおよび子育て家庭の支援に関する施策を策定し、これを実施するものとします。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、家庭が子どもの心身の成長および人格の形成にとって大きな役割を担っていることを認識するとともに、愛情を持って子どもを育てるよう努めるものとします。

2 保護者は、子どもの自己肯定感を育み、および子どもが家庭において心身ともに安らかに過ごすことができるよう努めるものとします。

3 保護者は、子どもが規範意識および基本的な生活習慣を身に付けることができるよう努めるものとします。

(学校等の役割)

第6条 学校等は、子どもが、社会において主体的に生きることが可能となるよう、集団生活および学習その他の活動を通じて、確かな学力、豊かな心、健やかな体等が調和した生きる力を身に付けることができるよう努めるものとします。

(地域住民の役割)

第7条 地域住民は、地域社会が子どもの豊かな人間性および社会性を育む場であることを認識するとともに、子どもが安心して遊び、および学ぶことができ、ならびに健やかに育つことができる環境の整備に努めるものとします。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その雇用する労働者が安心して子どもを生み、育てることができるよう、子育てに関する理解を深めるとともに、子育てと就業との両立に必要な雇用環境の整備に努めるものとします。

(協力および連携)

第9条 市、保護者、学校等、地域住民および事業者は、相互に協力し、かつ、連携して、子どもおよび子育て家庭の支援に努めなければなりません。

(基本計画)

第10条 市長は、子どもおよび子育て家庭の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定するものとします。

(子どもが安全にかつ安心して暮らすことができる環境の整備)

第11条 市は、犯罪、交通事故その他の子どもの健全な成長を阻害する危害等から子どもを保護するなど、子どもが安全にかつ安心して暮らすことができる環境を整備するよう努めます。

(いじめ等への対応)

第12条 市は、子どもに対するいじめ等を未然に防止し、および早期に発見するよう努めます。

2 市は、いじめ等の事実があると思われるときは、速やかに必要な支援を行うよう努めます。

(子どもからの相談)

第13条 市は、子どもからのいじめ等に関する相談その他の相談に速やかに応ずるとともに、子ども自らが安心して相談することができる体制の充実に努めます。

2 市は、子どもからの相談の内容に応じた必要な支援を行うよう努めます。

(子育て家庭への支援等)

第14条 市は、保護者が安心して子どもを育てることができるよう、子育て家庭に対し必要な支援を行うとともに、保護者が子どもを育てやすい環境の整備に努めます。

(教育および保育の環境の整備)

第15条 市は、学校等が子どもの生きる力を育むことができるよう、教育および保育の環境の整備に努めます。

(地域住民との交流の促進等)

第16条 市は、子どもが地域社会の中で健やかに育つことができるよう、子どもと地域住民との交流の促進および地域社会における体験学習の機会の充実に努めます。

(子どもが安心して過ごすことができる場所等)

第17条 市は、子どもが安心して過ごすことができる場所および子どもが自然との触れ合いその他の体験または年齢の異なる子どもとの交流を通じて豊かな人間性を育むことができる場所を設けるよう努めます。

(子どもの社会参加)

第18条 市は、子どもに関係する施策について子どもが意見を表明することができるようにするなど、子どもが社会参加をする機会を設けるよう努めます。

(障がいのある子どもへの支援等)

第19条 市は、障がいのある子どもに対し必要な支援を行うとともに、障がいのある子どもについての市民の理解を深め、および障がいのある子どもの社会参加を促進するための施策の推進に努めます。

(広報および啓発)

第20条 市は、子どもおよび子育て家庭の支援について、子ども、保護者、学校等、地域住民および事業者の理解を深めるため、広報および啓発を行うものとします。

(財政上の措置)

第21条 市は、子どもおよび子育て家庭の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行します。

○ 函館市子どもの生活実態調査

1 目的

本市の子どもの貧困の実態について把握し、子どもの貧困対策等に係る施策展開のための基礎資料とするため、実施しました。

2 調査対象

- ・ 保護者：5歳，小学5年生，中学2年生，高校2年生
- ・ 子ども：小学5年生，中学2年生，高校2年生

3 調査内容

- ・ 保護者：健康状態，就労状況，収入，学歴，暮らし向き，制度の利用状況 等
- ・ 子ども：健康状態，生活習慣，学習，人とのつながり 等

4 調査方法

- ・ 無記名によるアンケート方式
- ・ 5歳，高校2年生は郵送による配布・回収
- ・ 小学5年生，中学2年生は教育委員会（各学校）を通じて配布・回収

5 実施時期

- ・ 郵送配布・回収（5歳，高校2年生）：平成29年8月上旬～8月27日（日）
- ・ 学校配布・回収（小学5年生，中学2年生）：平成29年8月下旬～9月19日（火）

6 調査票の回収状況

調査対象		配布件数 (件)	有効回答数 (件)	有効回答票率 (%)	マッチング数 (件)	マッチング率 (%)
5歳	保護者	1,000	507	50.7	—	—
小学5年生	保護者	1,008	785	77.9	775	99.4
	子ども	1,008	780	77.4		
中学2年生	保護者	1,027	797	77.6	769	95.3
	子ども	1,027	807	78.6		
高校2年生	保護者	1,000	315	31.5	311	98.7
	子ども	1,000	315	31.5		
合計	保護者	4,035	2,404	59.6	1,855	97.5
	子ども	3,035	1,902	62.7		
		7,070	4,306	60.9		

(注) 本報告書において、「マッチング数」とは、「保護者の調査票」と「子どもの調査票」について、同一世帯の情報として集計が可能となった数をいい、「マッチング率」とは、子どもの有効回答数でマッチング数を除した割合をいいます。

○ 函館市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

1 目的

子ども・子育て支援法に基づく「第2期函館市子ども・子育て支援事業計画（2020～2024年度）」策定に向けて、教育・保育および子ども・子育て支援事業等の利用状況、利用希望等を把握するために実施しました。

2 調査対象・回収状況

調査対象	配布回収	配布数	有効回答票数 (有効回答票率)	抽出方法
就学前児童保護者 (0歳～5歳)	郵送	5,000	2,395 (47.9%)	平成30年4月1日現在で0～5歳である者のうち5,000人を地区区分の構成割合により案分し、住民基本台帳から抽出。
小学生保護者	学校	3,056	2,372 (77.6%)	小学生保護者は3,000人、中学生保護者は1,500人、計4,500人を地区区分の構成割合により学校案分して抽出
中学生保護者	学校	1,585	1,164 (73.4%)	
計		9,641	5,931 (61.5%)	

3 調査内容

- ・ 就学前児童保護者：家族形態，就労状況，教育保育・子育て支援利用状況およびニーズ，子どもへの接し方 等
- ・ 小学生保護者：家族形態，就労状況，学童保育，食事，子どもへの接し方 等
- ・ 中学生保護者：家族形態，就労状況，食事，子どもへの接し方 等

4 調査方法

- ・ 無記名によるアンケート方式
- ・ 就学前児童保護者は郵送による配布・回収，小・中学生保護者は教育委員会（各学校）を通じて配布・回収

5 実施時期

- ・ 郵送配布・回収（就学前児童保護者） 平成30年11月上旬～11月25日（日）
- ・ 学校配布・回収（小・中学生保護者） 平成30年11月中旬～11月30日（金）